



発 行 新 潟 県

第 73 号

令和6年9月20日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1042 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1043 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1044 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 1045 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1046 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 1047 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1048 土地改良区役員の就任及び退任届 (農地計画課)
- 1049 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1050 令和6年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 1051 県営土地改良事業の工事完了(農村環境課)
- 1052 公共測量の終了通知(監理課)
- 1053 公共測量の終了通知(監理課)
- 1054 公共測量の終了通知(監理課)
- 1055 公共測量の終了通知(監理課)
- 1056 公共測量の実施通知(監理課)
- 1057 公共測量の実施通知(監理課)
- 1058 公共測量の実施通知(監理課)
- 1059 都市計画事業の施行(都市整備課)

公 告

一般競争入札の実施(ICT推進課)

大規模小売店舗の変更 (地域産業振興課)

大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(地域産業振興課)

一般競争入札の実施(水産課)

雑 報

一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

正 誤

令和6年9月6日付け新潟県告示第1002号中(農地計画課)

告 示

◎新潟県告示第1042号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
柏崎市大字田屋字石田7111番	田	1,017
柏崎市大字田屋字石田7112番	田	1,018
柏崎市大字田屋字石田7113番	田	1,024
柏崎市大字田屋字石田7119番1	田	654
柏崎市大字田屋字石田7120番	田	727
柏崎市大字田屋字石田7121番	田	563
柏崎市大字田屋字石田7122番	田	424

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は死亡し、相続人の父母及び兄は死亡している。

当該農地は、これまで、耕作を希望している受け手が所有者が生存中の契約により耕作してきたが、契約期間が満了となったため、引き続き耕作を希望しているものである。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年12月	5年	126, 595円

- 5 意見書の提出
 - この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。
 - (1) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表 者の氏名)
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項
 - (2) 提出期限

令和6年10月4日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1043号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
魚沼市栗山1326番 2	田	4, 006
魚沼市栗山字山田1229番	田	1,592
魚沼市栗山字山田1235番	田	1,776

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。妻とは、離婚しており、2人の子は、相続を放棄。

名義人の兄弟も相続を放棄している。

耕作を希望しているものが、これまでの契約で耕作を継続してきたが、期間満了となったことから引き続き

耕作したいとの要望である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年2月	5年	49,725円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表 者の氏名)

- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項
- (2) 提出期限

令和6年10月4日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1044号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年9月20日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

 理事
 阿賀野市新座3018番地
 五十嵐 隆

 " " 福永1181番地
 月岡 尚洋

就任年月日 令和6年9月1日

◎新潟県告示第1045号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和6年9月20日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

11/11/11				
理事	新潟市	南区上木山51番地	丸山	久夫
			(理事	事長)
IJ	"	茨曽根4994番地	小林	隆夫
IJ	"	新飯田6674番地	細野	三樹夫
IJ	"	下道潟197番地	平山	信之
IJ	"	神屋505番地	金子	勝衛
IJ	"	小蔵子28番地	渡辺	亙
IJ	"	赤渋1472番地	大竹	勉
IJ	"	鷲ノ木新田1814番地乙	遠藤	均
IJ	"	根岸238番地1	中村	正男

06年9	9月20	日(金)	新	澙	県	報 第73号	<u>1</u>
"	"	西区大野町2697番地14		小林	裕子		
"	加茂ī	市大字砂押新田177番地		鈴木	仁		
就任年	月 日	令和6年8月26日					
監事	新潟市	市南区茨曽根2889番地1		小港	賢一		
"	"	庄瀬641番地		川又	英紀		
"	"	東笠巻1535番地		風間	勝廣		
"	"	下塩俵308番地		安藤	周一		
"	"	上下諏訪木1303番地		梅津	喜廣		
就任年	月 日	令和6年9月1日					
退任							
理事	新潟市	市南区上木山51番地		丸山	久夫		
				(理事	事長)		
"	"	小蔵子2037番地4		片野	秀雄		
"	"	新飯田6674番地		細野	三樹夫	<u> </u>	
"	"	茨曽根4994番地		小林	隆夫		
"	"	牛崎315番地		荒井	誠一		
"	"	神屋505番地		金子	勝衛		
"	"	大郷621番地		遠藤	徹		
"	"	鷲ノ木新田1814番地る		遠藤	均		
"	"	根岸238番地1		中村	正男		
"	加茂市	市大字後須田804番地		樋口	正久		
監事	新潟市	市南区下道潟197番地		平山	信之		
退任年	月 日	令和6年8月25日					
監事	加茂市	市大字鵜森甲298番地		捧力			
"	新潟市	市南区東笠巻1535番地		風間	勝廣		
	""就監"""就退理""""""""""""""""""""""""""""""	##	# 加茂市大字砂押新田177番地 就任年月日 令和6年8月26日 監事 新潟市南区茨曽根2889番地1 # 庄瀬641番地 # 東笠巻1535番地 # 東笠巻1535番地 # 下塩俵308番地 # 下塩俵308番地 # 下塩株308番地 # 上下諏訪木1303番地 就任年月日 令和6年9月1日 退任 理事 新潟市南区上木山51番地 # # 新飯田6674番地 # # 新飯田6674番地 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	#	# # 西区大野町2697番地14 小林 # 加茂市大字砂押新田177番地	### 西区大野町2697番地14	### 1

◎新潟県告示第1046号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

安藤 周一

梅津 喜廣

令和6年9月20日

新潟県新潟地域振興局長

下塩俵308番地

上下諏訪木1303番地

1 就任

監事 新潟市秋葉区北潟92番地 笠原 寿晴

就任年月日 令和6年9月5日

退任年月日 令和6年8月31日

◎新潟県告示第1047号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を令和6年9月10日認可した。

令和6年9月20日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1048号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の坊ヶ池土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年9月20日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市清里区荒牧890番地 古澤 登

(理事長)						
	IJ	IJ	"	岡野町491番地	中村	俊治
	IJ	IJ	"	菅原123番地 9	上原	孝
]]	"	大字	南方1400番地	上野	武彦
	"	"	大字	下稲塚111番地1	平田	元彦
	"	IJ	清里[区青柳446番地	上原	清則
	"	"	大字	大口298番地	古川	昭一
	監事	IJ	清里	区岡野町618番地	中村	強
	IJ	IJ	大字	東京田364番地	南雲	政博
	就任年	三月日	令和	6年9月3日		
2	退任					
	理事	上越	†清里□	区岡野町862番地	丸山	宗雄
			(理事	事長)		
	"	"	"	荒牧890番地	古澤	登
	"	IJ	"	上深澤559番地	勝山	一成
	IJ	IJ	大字	東京田364番地	南雲	政博
	IJ	IJ	大字	下稲塚111番地1	平田	元彦
	IJ	IJ	清里[区青柳446番地	上原	清則
	IJ	IJ	"	寺脇262番地	中村	繁行
	監事	IJ	"	岡野町491番地	中村	俊治
	IJ	"	大字	南方1400番地	上野	武彦
	退任年	三月日	令和	6年9月2日		

◎新潟県告示第1049号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年9月24日から同年10月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	長嶺地区 (全換地区)	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消 しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1050号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画(令和6年8月13日告示第881号)を次のとおり変更する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行	調査区域	調査期間
う者の名 称		
柏崎市	柏崎市の第1計画区・第2-1計画区・第2-2計画区及び 第3-1計画区	令和7年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7-1計画区	II.
小千谷市	小千谷市の第33計画区・第34計画区及び第35計画区	n
十日町市	十日町市の八箇第1計画区・八箇第2計画区・松代第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	II
見附市	見附市の第10計画区	II.
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	II.
燕市	燕市の第45計画区	II
糸魚川市	糸魚川市の第28-1計画区・第31-2計画区・第28-2計画 区及び第31-1計画区	II .
妙高市	妙高市の第1-2計画区及び第1-3-1計画区	n.
阿賀野市	阿賀野市の第42計画区・第43計画区及び第44-1計画区	11
魚沼市	魚沼市の第11計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第23計画区・第43計画区・第46計画区・第48-1-1計画区・第58-1計画区及び第58-2計画区	n
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区・第13計画区及 び第14計画区	n
弥彦村	弥彦村の第44計画区及び第45計画区	II
阿賀町	阿賀町の第11計画区・第12計画区及び第13-1計画区	II

出雲崎町	出雲崎町の第6計画区・第7計画区・第8計画区・第9-1 計画区及び第9-2計画区	n
湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区・2020-4計画区・2024-1計画区及び2024-2計画区	n
刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区・第18-1計画区・第18-2計画区及び第19-1計画区	n
湯之谷地 域森林組 合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	II

◎新潟県告示第1051号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
赤沢	区画整理・農業用用排水施設整備(農地環境 整備)事業	糸魚川市	令和6年7月24日

◎新潟県告示第1052号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営かんがい排水事業 令和大江地区 用地測量)
- 2 作業期間 令和6年3月27日から令和6年8月30日まで
- 3 作業地域 見附市名木野町、池之内町 地内

◎新潟県告示第1053号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(委計第1号 加茂市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託)
- 2 作業期間 令和5年4月19日から令和6年8月30日まで
- 3 作業地域 加茂市一円

◎新潟県告示第1054号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(3級水準測量、数値図化、基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年4月15日から令和6年8月30日まで
- 3 作業地域 北蒲原郡聖籠町大蓮潟、網代浜 地内

◎新潟県告示第1055号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(3級水準測量、数値図化、基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年4月15日から令和6年8月30日まで
- 3 作業地域 北蒲原郡聖籠町大字二本松、三賀 地内

◎新潟県告示第1056号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 阿賀満地区 第2次境界測量業務委託)
- 2 作業期間 令和6年7月26日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区七日町、大蔵他 地内

◎新潟県告示第1057号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年9月17日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区 牧ヶ島 地内

◎新潟県告示第1058号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 打越地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和6年9月11日から令和7年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区打越ほか 地内

◎新潟県告示第1059号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。 令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 妙高都市計画道路事業
 - (2) 名称 3 · 4 · 2 号石塚町学校町線
- 2 施行者の名称

新潟県

- 3 事務所の所在地 新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

新潟県妙高市上町、田町一丁目、田町二丁目及び学校町地内

(2) 使用の部分なし

公 告

報

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式(その5)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式(その5)の借上げ

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 納入場所

入札説明書による。

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間

令和6年9月20日(金)から令和6年10月25日(金)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。

URL : https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/

- (2) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年10月25日(金) 午後1時30分
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁16階入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。
- (3) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (4) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一 部債務不履行をした者でないこと。
- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書(令和6年9月20日以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和6年10月15日(火) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第 1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号:950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話:025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和6年10月18日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵 便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額 を加算した金額に契約期間の月数を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び 地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 8 入札保証金

契約希望本体金額を契約期間の月数で除して得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて

得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- 10 その他
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - (2) 暴力団等の排除
 - ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を 行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国 通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ウイングマーケットセンター

所在地 上越市大字富岡字五田所256番地

設置者 株式会社パティオ 他7者

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭

(変更後) みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一

3 変更年月日

令和6年4月1日

4 変更の理由

設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

令和6年8月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年9月20日から令和7年1月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先 地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 冨士屋スクエア

所在地 上越市大字土橋2283番地 外

設置者 有限会社マルコ冨士屋商店

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う物の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地

(変更後) 株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役 山本太郎 新発田市新栄町3丁目1番13号

3 変更年月日

令和6年8月30日

4 変更の理由

テナント入れ替えのため

5 届出年月日

令和6年9月4日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年9月20日から令和7年1月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 (仮称) ドン・キホーテ燕店

所在地 燕市東太田字砂山2920番 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の 開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯並びに荷さばき施設において荷 さばきを行うことができる時間帯)に関する届出 公告日 令和6年4月23日

- 3 意見の概要
 - (1) 燕市からの意見の概要 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年9月20日から令和6年10月20日まで

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、令和6年度漁業調査船越路丸定期検査及び修繕に係る工事の契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

令和6年9月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量

令和6年度漁業調査船越路丸定期検査及び修繕に係る工事 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和7年1月24日(金)まで。

ただし、ドックの入渠、出渠の日程については契約後協議することとする。

(4) 履行場所

落札者保有造船所ドック施設内

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 入札実施日において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む)者でないこと。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条 第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者でないこと。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条 第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
 - オ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - カ 船の上下架に際し船体歪み等の損傷が生じないよう、浮きドック若しくは乾ドックにより、船体を水 平に保ちながら入出渠を行うこと。
 - キ 日本国内にドック施設が所在すること。
 - ク 県外業者にあっては、ドック期間中の船員の宿泊施設(ドックハウス等)を提供できること。
 - ケ 工事のため新潟西港より港外の造船所に回航する場合は、人員手配及び往復の燃料等諸経費は造船所 負担とし、引き渡しは本船指定岸壁とすること。
 - コ 過去にほぼ同等以上の規模の船舶の検査実績があること。
 - (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、(1)に示した入札参加資格を有することを証明する書類を令和6年10月10日(木)午後5時までに3の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、新潟県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札への参加

(2)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。入札参加資格確認の結果は、令和6年10月17日(木)午後1時以降に3の提出先まで問い合わせること。

- 3 入札説明書及び仕様書を交付する場所並びに本件入札に関する問い合わせ等
 - (1) 入札説明書等の交付期限

令和6年10月7日(月)まで

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-2171

新潟県新潟市西区五十嵐3の町13098-8

新潟県水産海洋研究所 漁業課

電話番号 025-261-2043 (直通)

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書等の交付は(2)の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

郵送による交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時

令和6年10月31日(木)午前10時

(2) 場所

新潟県水産海洋研究所 2階 研修室

(3) 入札の方法

本人又は代理人が(1)及び(2)に定める日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別紙委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載し委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。また、遠方であるなどやむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便で提出して行うことができる。(入札開始時刻までに届くこと。)

(4) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格 とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

契約希望金額 (消費税10%込み) の100分の 5 以上の額の入札保証金を、入札開始前に県に納入すること。 ただし、新潟県財務規則 (昭和57年3月1日新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1 号に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を、契約時までに県に納入すること。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(7) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たと きから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を 要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Periodic inspection and repair service of fisheries research vessel Koshijimaru 1 set
- (2) Deadline for bid submission: 10:00 a.m., 31, October, 2024
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese: Niigata Prefectural Fisheries and Marin Research Institute, 13098-8, Ikarashi3-nocho, Nishi-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 2171

JAPAN

雑報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学電子複写機賃貸借及び複写サービス一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年9月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託名称

新潟県立大学電子複写機賃貸借及び複写サービス一式

(2) 委託場所

新潟市東区海老ケ瀬471番地

(3) 委託期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日

- (4) 物品の仕様等
 - 別紙仕様書による。
- (5) 物品の納品期間

契約の日から令和6年10月31日(木)まで

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ等
 - (1) 交付期間 令和6年9月20日(金)から令和6年10月2日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各 日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所及び問い合わせ先 新潟市東区海老ケ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部財務課

電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年10月8日(火) 午前11時
 - (2)場所 新潟市東区海老ケ瀬471番地 新潟県立大学 コモンズ 3 号館5401会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「複写サービス」に登録されている者であること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有すること について公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
 - (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和6年10月3日(木) 午後5時15分
 - イ 提出場所 新潟市東区海老ケ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部財務課

- ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及びその部数 競争入札参加資格確認申請書 1部
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
 - ア 交付日時 令和6年10月4日(金) 午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所 (1)イに掲げる場所
- 6 入札の方法
 - (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
 - (2) 入札書の記載
 - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
 - イ 入札は月間複写料金(1枚当たりの単価に月間複写見込枚数を乗じた料金)と月額基本料金(使用枚数 にかかわらず月毎にかかる料金)を合算した金額に契約期間の月数(60月)を乗じた総額で行うものとする。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

11 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

正誤

令和6年9月6日付け新潟県告示第1002号(土地改良区役員の就任及び退任届)中

ページ	行	誤	正
8	5	与板町川袋町787番地	川袋町787番地
8	33	与板町川袋町787番地	川袋町787番地